

平成4年3月23日

役員に対する報酬・退職金の支給について

財団法人 福山通運渋谷長寿健康財団
理事長 大田 浩右

寄附行為第21条第1項ただし書きの規定にかかわらず、常勤役員が存在しないため、報酬・退職金を支給していない。